

1 生徒心得

(1) 校内生活

- ① 登下校について
 - ・ 8時40分までに登校する。
 - ・ 登校後は許可なく校外に出ないこと。やむを得ず外出する場合は、許可を得ること。
- ② 校内の施設設備、物品は大切に取り扱い、もし破損した場合は届け出ること。
- ③ 学校の施設設備を使用するときは担任の許可を受けること。
- ④ 学習活動に必要な場合以外は、火を使用しないこと。防火に関しては、常に万全の注意を払い、非常時に際しては、所定の計画に基づき、すみやかに秩序ある行動をすること。
- ⑤ 学校に必要なでないものは、持ち込まない。
- ⑥ 現金や貴重品は身につけるか、担任または、寄宿舍指導員に預ける。
- ⑦ 友人間での金銭の貸し借りはしない。常に計画的な支出を心がけ金銭の無駄遣いをしない。
- ⑧ 学校内における私有の携帯端末については、本校の「学校内における私有の携帯端末使用規定」に従うこと。
- ⑨ 学生は学業が本分であるので、行き過ぎた交際は控えること。
- ⑩ 外来者との面会や校内の案内などは、許可を得て行うこと。
- ⑪ 生徒同士の集会は、許可を得ること。
- ⑫ 本校生徒の資格で、校外の諸団体・その他の諸会合に参加する場合には、事前に許可を得ること。
- ⑬ ポスターや張り紙などを校舎内外に掲示する場合には、許可を得て、所定の場所に掲示すること。

(2) 校外生活

- ① 外出の際は、生徒証明書を携行すること。
- ② 未成年者の深夜徘徊および外泊は禁止する。
- ③ 映画観覧等は、生徒として良識ある選択をすること。
- ④ カラオケは、佐賀県高等学校生徒指導連盟が入場許可した店のみとする。
- ⑤ 未成年者にふさわしくない遊技場及び施設等への入場は禁止する。
- ⑥ アルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別な事情がある場合は、申し出ること。

- ⑦ 校外における生徒の事故は、被害加害を問わずに学校にすみやかに連絡すること。

(3) 交通安全、通学について

- ① 交通法規、交通道徳を守り、自他の生命を尊重し、危険な行為や他の人の迷惑になる行為はしない。白杖使用者は必ず白杖を持って通行する。
- ② 危険防止のため、自転車、バイク、自動車通学は禁止する。

(4) 諸規定

- ① 諸届について
- ・ 欠席・遅刻・早退・見学について
欠席・遅刻する場合は、学校に連絡をすること。(寄宿舎生は寄宿舎指導員が連絡をする。)
 - ・ 退学、休学、転校について
病気その他やむを得ない事由により上記の件が生じた場合は、学校に願い出ること。
- ② 懲戒等に関する規定
問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて、特別指導や懲戒処分を行う。懲戒処分のうち、退学、停学及び訓告の3種類の処分は校長がこれを行う。

- (5) スマートフォン等による SNS (会員制交流サイト) の使用について**
インターネット・メールなどの利用の際は、ルールやマナーを守ること。インターネット掲示板等における他人への誹謗中傷などは絶対にしないこと。また、勝手に他人の画像や動画を SNS 等にアップロードして個人情報や肖像権を侵害しないこと。事件や事故が発生した場合は、早急に警察・学校(担任)に連絡すること。

(6) 生徒証明書

- ① 証明書は本校生徒であることを証明するものであるから、外出・登校の際には必ず携行すること。
- ② 生徒証明書は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券を利用する場合には、必ず携帯し、係員の請求があった時は、いつでも提示しなければならない。
- ③ 生徒証明書を紛失した時はすみやかに担任へ届け出ること。
- ④ 生徒証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、または卒業、退学等によって学籍を失った時は、ただちに担任に返さ

なければならない。

2 服装、頭髪など身なりに関する心得

服装については、以下の通り、清潔感のある服装、髪型を心がけること。なお、特別な事情がある場合は個別に対応することとする。

(1) 服装

以下に示す A、B を本校の標準服とする。

- ① 登校する時は原則として標準服を着用する。ただし、生徒の実態に応じて、学びの場に合った服装を認める。
- ② 気温や体調に合わせて、着衣の調整をする。

○標準服 A（本校指定）

- ・冬服：ブレザー、冬ズボン
長袖襟付きシャツ、ネクタイ
- ・夏服：半袖襟付きシャツ、夏ズボン
- ・靴下、ベルト、セーター、ベスト等については、学びの場にあったものを着用する。

○標準服 B（本校指定）

- ・冬服：ブレザー、冬スカート
長袖襟付きシャツ、ネクタイまたはリボン
- ・夏服：半袖襟付きシャツ、夏スカート
- ・靴下、セーター、ベスト等については、学びの場にあったものを着用する。

(2) 髪型

- ① 清潔感のある髪型を心がける。
- ② 染色・脱色などの加工をしない。
- ③ その他特異な髪型をしない。

(3) 体操服

学校指定品はないが、運動に適した服装を着用すること。

「理療科」

(1) 服装

19歳以上の生徒は、私服を着用してよい。ただし、清潔感のある服装、髪型を心がけること。

- ① 学習場面にふさわしい服装を心がけること。
 - ・理療科の実習の時間は、アクセサリ等は身につけない。
 - ・体育の時間は、ジャージ、体操服等運動に適した服装を着用すること。
- ② 装飾品等
 - ・ピアス、イヤリング、ネックレス、ペンダント類は、学習時は装着しない。学習時でなくても、華美や他の人に不快感を与えるような物はしない。

(2) 髪型

- ① 清潔感のある髪型を心がける。
- ② 染色・脱色などの加工をしない。
- ③ その他特異な髪型をしない。

盲学校高等部